

議案第 3 号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

新規事業等に係る2つの附属機関の設置と、附属機関の見直しに伴い2つの附属機関の廃止を行うため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町景観百選選定委員会の項の次に次のように加える。

おいらせ町事務事業外部評価委員会	<p>(1) 町が実施した事務事業評価（内部評価）の結果に対する事務事業の評価及び検証に関すること。</p> <p>(2) 事務事業評価制度の推進及び改善に関すること。</p> <p>(3) その他町長が必要と認める事項に関すること。</p>	8名以内（公募者を含む）	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) その他町長が適当と認める者</p>	2年以内	<p>(1) 委員長 委員の互選</p> <p>(2) 副委員長 委員の中から委員長が指名</p>	政策推進課
おいらせ町地域公共交通会議	<p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項</p>	10名以内（公募者を含む）	<p>(1) おいらせ町長が指名する者</p> <p>(2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) おいらせ町民又は当該交通機関の利用が想定される町民</p> <p>(4) 青森運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(6) 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p>	2年以内	<p>(1) 会長 委員の互選</p> <p>(2) 副会長 委員の中から会長が指名</p>	政策推進課

別表第1 おいらせ検定策定委員会の項及びおいらせ町美しい里山プロジェクト推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。